令和８年（フ）第３４９号
静岡県伊豆の国市三福305番地の１　レオパレスＫＡＪＩＹＡＭＡ　109号
債務者　遠藤　勝秀
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３６６号
静岡県熱海市緑ガ丘町８番11号　県営緑ガ丘団地Ｃ棟405号
債務者　大島　康子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
奈良市肘塚町89番地　鞍田ハイツ１Ｆ
債務者　吉野　秋人
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４６号
香川県高松市木太町5025番地８
債務者　野々村眞弓
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７５号
香川県高松市上天神町336番地
債務者　近藤　勝信
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７６号
香川県高松市藤塚町２丁目11番20―305号
藤塚コーポラス
債務者　近藤　清美
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９４号
香川県高松市勅使町1419番地８　ガーデンプレイスＤ102号室
債務者　尾形　魁斗
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５５６号
東京都町田市能ヶ谷４丁目37番32号クレメントⅢ101
債務者　赤倉　美奈
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７１号
東京都国立市西１丁目１番地の33大和荘201
債務者　大田　正之
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９４号
東京都多摩市愛宕３丁目５番地１―106
債務者　谷口ヒシャム
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６０５号
東京都武蔵野市西久保３丁目１番16号ピアチェーレ三鷹１Ｅ
債務者　宇積　宏明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５号
香川県丸亀市中府町四丁目10番６号
債務者　白石布由子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１２３号
香川県綾歌郡宇多津町350番地24（京都東山406―52）、前住所香川県丸亀市綾歌町岡田東1592番地１
債務者　高尾　佳志
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４７２号
代替住所Ａ（旧住所　茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1367番地51　シティハイツ吉田201号）
債務者　和泉　幸奈
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３０号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目12番地１ジュネスレオ202
債務者　土門　里菜
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６７号
埼玉県川越市新宿町４丁目８番地１（ニュータウン川越301号室）
債務者　中井リュウイチこと　バリワ　リュウイチ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８５号
埼玉県所沢市大字荒幡23番地の３
債務者　齋藤　　満
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部